

仕様書

1 業務名

府立学校における生徒用端末設計設定等業務

2 概要

府立高等学校附属中学校及び府立特別支援学校小学部・中学部の生徒用タブレット端末及び検証用の府立学校におけるタブレット端末の設計設定に係る仕様等について記したものである。

3 導入設計及び設定作業

(1) 設計・設定作業

府立学校における生徒用端末整備業務において調達したタブレット端末 (iPad) (以下、単に「端末」という。) 272 台について、Apple School Manager (ASM) 及び Automated Device Enrollment (ADE) への登録、端末管理用ソフトウェア (MDM) の設計、Volume Purchase (VP) で購入したアプリケーションのライセンス割当設計等端末について設定を行うこと。

府立附属中学校及び府立特別支援学校小・中学部へ整備する端末 261 台については、「GIGA スクール構想における府立学校タブレット端末設計等業務」で設定した設定値を端末に設定し、教育委員会に整備する端末については教育委員会における検証用として整備するため、府立学校に導入されている生徒用端末及び府立学校スマートスクール推進事業等で導入されている教員用端末と同様の設定をすること。(生徒用端末 4 台 (附属中学校及び特別支援学校小・中学部用 2 台、高等学校用 2 台)、教員用端末 4 台 (高校用 2 台、特別支援学校用 2 台))

なお、教育委員会に整備される 11 台の端末については全てネットワークプロファイルの設定は不要とすること。また、教育委員会に整備する端末の内 3 台については、ネットワークプロファイルだけではなくその他の全ての設定を不要とすること。

上記について設定値が定まっているものも含め必ず発注者に要件のヒアリングを行い、その内容に基づいて必要と思われる設定内容を確定し端末に設計内容の設定をすること。

また、設定時の OS、アプリケーションについては最新の状態にアップデートをして設定すること。

府立学校における生徒用端末整備業務において調達した端末の設定作業終了後別紙作業場所等一覧の各校等へ納品することとし、配送費用は受注者の負担とすること。

※MDM は府立学校における生徒用端末整備業務で調達した mobiconnect for Education (株式会社インヴェンティット提供) となる。

導入設計に関しては京都府に過去導入されたきた端末の導入設計に関わる基本設計書および詳細設計書を基本とするが、発注者と協議の上で今後の運用を想定した最適な提案をすることとし、アプリケーションのインストール環境設計においては mobiApps オンデマンドを利用した設計を基準とすること。

(2) その他

以下の作業については、設計・設定作業の業務範囲外とする。

ア 設計した以外のアカウント設定と年次更新作業

イ 運用開始後の OS 及びアプリケーションのアップデート作業

ウ 運用開始後に発注者及び各学校の都合で生じた端末及びアプリケーションの設定変更

(3) その他ソフトウェア等の導入

ロイロノート・スクール（4年間分）導入 263 台分

（内教育委員会導入 2 台）

ソリトンシステムズ株式会社 Soliton DNS Guard for Education【型番：SDG-E-C-60M-EDUICT】

（5年間分）導入 10 台分（教育委員会導入用）

4 現地設定及び設置等

・Wi-Fi 接続（教育委員会に整備する端末を除く 261 台：インターネットへの接続確認）

・動作確認（教育委員会に整備する端末を除く 261 台：電源 ON・OFF/ホームが画面の表示確認 1 学校 1 台の MDM との疎通確認）

・製品の開梱・所定場所への設置・梱包材の回収

※設定場所は別紙作業場所等一覧のとおり。

5 委託期間

契約日から令和 4 年 3 月 25 日

6 成果物

受注者は、設定作業完了時に以下の図書を提出すること。

ただし、具体的な内容については、発注者と協議の上、作成すること。

なお、図書の提出に当たっては、紙媒体（A4判）をファイリングしたもの及び電子データの両方を発注者へ提出することとし、各学校へは電子データを提出すること。

区 分	概 要	提出先	
		教育委員会	各学校
基本設計書	<p>以下の内容を含むこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・タブレット端末及び端末管理ソフトウェアの設計内容 ・設定情報一覧（シリアル番号等を含む） 	1部	1部ずつ
実務手順書	<p>Apple School Manager、及び MDM について、初期設定時及び導入後に発生しうる作業に関する手順書で、以下の内容を含むこと。</p> <p>ただし、作成にあたっては、実際の作業画面のキャプチャ等を用いるなど、タブレット端末の管理を初めて行う者でも容易に設定が行えるよう工夫を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) アプリケーションの追加・削除・アップデート (b) OS のアップデート (c) 管理ツールやアカウントのアップデート (d) 設定情報の追加・変更・削除 (e) 故障時の対応 (f) フィルタリング関連 	1部	1部ずつ
動作確認実施報告書	納入機器の動作確認を行い、正常に動作することを確認したことを証する書類	1部	1部ずつ

7 その他

- (1) 本仕様書に記載のない事項について、疑義が生じた場合は、発注者と別途協議の上決定すること。
- (2) タブレット端末の設定等に係る費用についてはすべて受注者の負担とする。
- (3) 発注者の指示に従い設定確認を行うこと。ただし、設定確認に必要な機器等に係る費用は、すべて受注者が負担すること。
- (4) 納品する端末については、担当者の指示に従い動作確認を行うこと。ただし、動作確認及び動作確認に必要な機器等に係る費用は、すべて受注者が負

担すること。

- (5) 設定後の設置箇所等については発注者及び学校担当者の指示に従うこと。
作業にあたり、建物等へ損害を与えた場合には受注者の責任において原状回復すること。
- (6) 納品された端末の梱包は受注者が開封し、外観上・機能上の破損等がないか確認すること。また、搬入に係る梱包資材等の不要物については、受注者が持ち帰ることとし、受注者の責任において適切に処分すること。
- (7) 現地での設定完了後、発注者の検査を受けることとし、合格したことをもって検収とする。
- (8) 受注者は検収後1年以内において、設計・設定等作業に起因する不具合が生じた場合、修理または交換する責を負うものとし、その費用は受注者が負担することとする。